

連載 著作権と情報システム

第 68 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(31)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(31)

特許認容後の異議申し立て制度の導入【1】

②「異議申し立て制度の趣旨」③

なぜこのように 2 段階に分かれたのか。根本的には特許に対する業界間の対立にある。米国においても特許権の保護を求める業界（たとえば製薬会社など）ではそもそも異議を認めることに難色を示している。一方、特許権の保護をそれほど強めたくない業界（技術革新が激しい IT 企業など）は訴訟費用による負担が重く、異議制度への関心は高かった。その差は NPE（特許不実施団体）の存在にある。薬品など一定以上の研究設備等がなければ開発できない特許権は NPE の標的になることは少ないが、アイデアを中心とする IT 業界では NPE に特許権を先願されて突然特許紛争が起きるリスクが発生するため、どうしても NPE の標的になりやすい。権利の安定性という概念を考えれば、異議を安易に認めることは難しい反面、特許訴訟によって争うことは高いコストという代償を伴うことから、このような異議制度を導入した経過がある。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年